

マイナンバーカードの申請はお済みですか？



マイナンバーカードを取得していない方を対象に、総務省からQRコード付の申請書が12月29日から3月末までの期間で順次発送されます。QRコード付きですので、スマホで読み取って交付申請を行なうことができます。またその他にも、次のようなマイナンバーカードの申請方法があります。

- ①市役所で：うきは市役所ではマイナンバーカードの申請サポートを行なっています。無料で写真撮影を行い、申請をします。免許証や保険証などの本人確認書類と国から送付される申請書または通知カードを持って来庁してください。場所は、市役所市民生活課または浮羽市民課で平日の9:00～17:00まで行なっています。是非お待ちしております。（申請書が届く前でも市役所で申請サポートはできますので、その際は、本人確認書類のみお持ちください。）

おすすめ

※お仕事等で平日の来庁が難しい方は、毎月第2日曜日の9:00～12:00までマイナンバーカード申請や交付の窓口を開庁しています。ただし、市役所市民生活課のみの開庁となっています。浮羽市民課では日曜日は開庁していません。

その他にも

- ②スマートフォン ③パソコン ④郵便 ⑤証明写真機（対応機種のみ）でも申請ができます。

9月からマイナポイントが始まっています。また、3月からは健康保険証としての利用も始まります。是非この機会にマイナンバーカードを持ってみませんか！

※マイナポイントとは、マイナンバーカードを使って、マイナポイントの予約・申込を行い、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージやお買い物をするとポイントが付与される仕組みです。付与率25%、上限5,000円のマイナポイントがもらえます。



●問合せ 市民生活課 住民係 ☎75-4972

20歳になったら国民年金



国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。

国民年金のポイント



1 老齢年金	老後を支えます
2 障害年金	病気や事故で障がいの状態になったときに支えます
3 遺族年金	加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます

「学生納付特例制度」

学生で本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の支払いが猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外の日本分校に在学する方です。

「納付猶予制度」（学生以外）

50歳未満で本人と配偶者の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の支払いが猶予される制度です。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。

また、保険料には学生納付特例制度、納付猶予制度の他、免除制度があります。

ご利用の場合は、申請が必要となります。

●問合せ 市民生活課 国保・年金係 ☎75-4973